

既存防火対象物の工事中の消防計画作成要領

〇〇〇ビルの工事中の消防計画

※本計画に定めるもの以外のものについては、既定の消防計画によります。

第1 工事計画及び施工

1 工事概要

〇〇〇ビル△△階の事務所（□□商事株式会社）を撤去し、新規に飲食店（居酒屋××）が入居するのに伴う内装改修（天井張り替え、間仕切り位置変更、床面のカーペット張り替え）、厨房設備の設置、空調設備の改修、及び消防用設備等・特殊消防用設備等（スプリンクラー設備、誘導灯、自動火災報知設備）の工事を行う。

2 工事日程表

別記1による

3 工事範囲

別図による

4 機能に支障を生じる消防用設備等

① 有 ・ 無 別紙 1

5 機能に支障を生じる避難施設等

① 有 ・ 無 別紙 2

6 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）等の使用等

① 有 ・ 無 別紙 3

7 危険物等を取り扱う作業等

① 有 ・ 無 別紙 4

8 連絡先

②〇〇建設株式会社 ○〇 ○〇 TEL ○〇〇〇-○〇〇〇
現場事務所 TEL ○〇〇〇-○〇〇〇

9 緊急連絡先

③工事施工責任者 ○〇 ○〇 TEL ○〇〇〇-○〇〇〇

10 その他

④下請 内装工事 (株)〇〇美装 責任者 ○〇〇〇
TEL ○〇〇〇-○〇〇〇
空調設備 ○〇空調(株) 責任者 ○〇〇〇
TEL ○〇〇〇-○〇〇〇
消防用設備等・特殊消防用設備等
(株)〇〇設備 責任者 ○〇〇〇
TEL ○〇〇〇-○〇〇〇

作成上の留意事項

Q キーポイント

工事中の消防計画は、工事部分に出入りするすべての者に適用されます。
なお、既存の防火管理義務対象物で既定の消防計画が作成されている場合、工事中の消防計画に定めるもの以外のものについては、既定の消防計画によります。

① 工事に伴い、該当する場合の有無を○で囲み、作成した別紙の番号を記入します。

② 工事施工者及び工事現場事務所の連絡先を記入します。

③ 前8以外の緊急連絡先を記入します。

④ その他の欄には、下請業者等及びその他必要な事項を記入します。

解説

1 工事概要

工事計画及び施工に関する次の事項について、明記します。

- 注
- (1) 新築、増築、改築又は模様替え等の工事種別
 - (2) 工事を行う部分及び事業所名（用途）
事業所が変更になる場合は、工事前に事業所名（用途）及び工事後の事業所名（用途）
 - (3) 工事内容
 - (4) 設備等の工事を行うもの（厨房設備、空調設備、ボイラー等）
 - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の工事を行うもの

夜間の工事予定 ○月○日時から○日までは、18時から23時まで

3 工事範囲

工事部分等を明確にした図面（平面図及び立面図等）を作成します。

2 工事日程表

日常の工事時間及び休日、夜間等の工事時間を明記します。

(例) 工事時間帯 毎日9時00分から18時00分まで
休日等の工事予定 平日と同じ時間

作成上の留意事項

第2 工事中の防火管理体制

1 出火防止対策

(1) 日常の火災予防

- ア ⑤ **防火担当責任者及び火元責任者** を別表1「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。
- イ ⑥ **火元責任者** は、別表2「日常の自主検査チェック表」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。
- ウ ⑥ **火元責任者** は、自主検査の結果、異常が認められたときは、⑦ **防火管理者及び防火管理責任者** に報告し、指示を受けて対処する。

- エ その他
 - ⑧(ア) **防火担当責任者は、別表2の自主検査の結果を毎月〇回防火管理者に報告し、検印を受ける。**
 - (イ) **工事施工責任者は、作業の開始前又は作業終了時にその日及び翌日の作業内容について、防火管理者に報告する。**
 - (ウ) **防火管理責任者は、作業員が火気を使用する場合には、周囲をよく点検し、必要な指示を与える。**

(2) 放火防止対策

- ア 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工所用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。
 - イ ⑨ **工事施工責任者** は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。
 - ウ 工事関係者以外の者の工事部分等への立入りは禁止とし、⑩ **火元責任者及び警備員** が、工事部分等への出入りをチェックする。
- エ その他
- ⑪ **警備員又は保安員は、工事部分等の巡回警備を行う。**

(3) 喫煙管理

- ア 喫煙をする場合は、**〇階の休憩室及び〇〇の喫煙所** の喫煙場所で行う。
なお、喫煙場所には、その旨を掲示する。
- イ **火元責任者** は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて処理を行う。
- ウ その他
喫煙場所周囲には、可燃物等を放置しない。

- ⑤ 日常の火災予防組織の構成員を定めて、下線を引いた部分に記入します。
(例) **〔火元責任者〕**
- ⑥ 日常の自主検査チェック表に基づいて日常の自主点検を実施する者を定め、下線を引いた部分に記入します。
- ⑦ 前イで定めた者が、検査を実施し、異常を認めたときに、直ちに報告する者を例示のように下線部に記入します。(例) **〔工事施工責任者〕**、**〔防火担当責任者〕**
- ⑧ その他欄には、例示の内容等のほか、日常の火災予防を実施するうえで必要な事項があれば記入します。
- ⑨ 工事時間以外は、外部から侵入できないように入出口を施錠し、その施錠状況を最終的に確認する者を定め、下線部に記入します。
(例) **〔現場監督者〕** **〔防火管理者〕**
〔防火管理責任者〕
防火管理責任者とは、甲種防火管理者の資格を有している者で、工事施工責任者から指定され、工事における防火管理者の行う防火管理業務をする者をいいます。
- ⑩ 工事現場へは、関係者以外の者の立入りを禁止し、不審な者が入らないように入出りをチェックする者を定めて記入します。(例) **〔防火担当責任者〕**
〔保安員〕
- ⑪ その他の方法等で放火防止の対策をする場合に、具体的に記入します。

解説

1 出火防止対策


注 日常の自主検査チェック表に基づいて毎日担当業務を実施するよう明記し、その状況を定期的に防火管理者等に報告します。

(2) 放火防止対策

注 放火火災を防止するためには、放火の危険性を踏まえて工事現場の実態に応じた対策を講じることが必要です。

- ア 工所用資材等は、極力屋内の避難上支障のない場所等に整理整頓して保管し、保管スペースのない場合のみ条件を付して放火されないような対策を講じ、屋外で保管します。

(3) 喫煙管理

- ア 工事作業中は、原則として禁煙とし、喫煙場所を具体的に定め下線部に記入します。なお、禁煙場所には、その旨を表示 () して区別がつくようにしておきます。

(例) **〔〇階の休憩室〕** 又は **〔各階の喫煙場所〕**

- また、喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備します。
- イ 作業終了後に灰皿等を集め、吸殻の後始末を行う者を定め下線部に記入します。
- ウ その他必要な事項を記入します。

作成上の留意事項

(4) 延焼拡大防止

ア 防火戸、防火シャッターの周囲には、延焼媒体となる可燃物や開閉障害となる物品を、放置しない。

イ 工事中は、作業のため必要がある場合を除き、防火戸、防火シャッターは努めて閉鎖する。

ウ 防火戸、防火シャッターは、作業終了後努めて閉鎖する。

エ その他

作業終了時に防火管理責任者が、防火区画の状況を確認する。

2 相互連絡体制等

(1) ⑫ 防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、工事責任者等に指導、監督を行う。

(2) ⑫ 防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。

(3) 工事責任者は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を⑫ 防火管理者に行う。

(4) 工事部分内又は使用している部分から火災が発生した場合は、相互連絡体制を図る。

(5) その他

防火管理者等と工事責任者等は、適宜又は定期的に連絡会を開催し、工事の進捗状況と防火管理対策について、連絡調整、確認を行う。

3 地震対策

(1) 日常の地震対策

ア 地震対策を実施する責任者は、⑬ 防火管理責任者とする。

イ 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。

(ア) 工事事用資機材等の転倒防止措置

(イ) 工事事用足場、資材等の落下、飛散防止措置

(ウ) その他

⑫ (1) 火災予防上必要な事項を工事関係者に指導監督する者を定め下線部に記入します。

(例) [管理権原者] [統括防火管理者]

(2) 防火管理者等は、工事計画の段階から工事関係者等と防火管理業務の協議を十分に行う必要があります。

下線部分には、前(1)と同様の者を記入します。

(3) 火気の取扱い、危険物等の持込みに対する承認等及び工事開始並びに終了時の報告体制の確立を図る必要があります。

下線部分には、報告を受ける者を前(1)と同様に記入します。

⑬ 地震による被害を最小限にするため、日常から地震対策を実施する責任者を定め、下線部に記入します

(例) [工事施工責任者]

解説

(4) 延焼拡大防止

ア 工事の過程で随時設置される防火区画又は既存の防火区画を構成する防火戸、防火シャッター等がある場合に、具体的に下線部に記入します。

イ 防火区画している防火戸は、特に必要がないものは、閉鎖しておきます。

ウ 作業終了時に防火戸等は、すべて閉鎖して防火区画を完全にしておきます。

エ その他必要な事項を記入します。

注 (4) 発災時の通報、避難の相互連絡体制を図る必要があります。

なお、それぞれの通報連絡担当は、インターホン、口頭、非常ベル等で連絡する等の具体的な連絡方法及び非常放送要領等を周知徹底しておく必要があります。

2 相互連絡体制等

注 既存防火対象物の工事を行う場合、工事部分等と使用部分との相互連絡体制を確立し、自衛消防活動に支障を来さないようにします。

(5) その他必要な事項を記入します。

使用部分の各責任者及び工事部分等の各工事責任者相互が、適時又は定期に協議会、連絡会等を開催し、工事の進捗状況と防火管理対策について連絡調整、確認を図り、一体的、有機的な防火管理体制を確立する必要があります。

3 地震対策

(1) 日常の地震対策

地震に備えての事前計画を、あらかじめ定めておく必要があります。

作成上の留意事項

⑭ a 建築物、工作物等の安全確保のための点検と補強
 b 火気設備器具の点検と安全措置
 c 火気設備器具は、自動消火装置等の作動状況の検査
 d 危険物品は、転倒、飛散防止措置

ウ その他
地震に備えて、必要な非常用物品等を備える。

(2) 地震後の安全措置
 ア 工事関係者は、地震が起きたら直ちに直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、⑮ 火元責任者 はその状況を確認する。
 イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 ウ 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
 エ ⑯ 工事施工責任者 は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を 防火管理者 に報告する。
 オ その他
被害があった場合は、応急措置を行い、状況によっては工事を中止する。

(3) 警戒宣言が発せられた場合の対応措置
 すべての作業を中止し、自衛消防隊を活用して、次の事項について被害防止措置を実施する。
 ア 工事中足場等転倒、落下のおそれのあるものの点検と補強
 イ 警戒宣言が発せられた場合の全工事人への周知徹底
 ウ 危険物品等の安全な場所への搬出
 エ その他
工事人を速やかに帰宅させる。

⑭ 建物の倒壊をはじめ、工事現場における施設物の転倒、落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし、それぞれの工事現場の実態に応じて具体的な措置を定めておきます。

その他の欄には、工事現場の実態に応じた措置を実施する場合に記入します。

⑮ 地震発生と同時に工事人のすべての者は、直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行うものとし、その状況を確認する者を定め、下線部に記入します。

⑯ 地震動がおさまった後、工事部分等の被害状況等を確認する者及び報告先を定め、それぞれの下線部に記入します。

(例)

点検、確認し報告する者	報告を受ける者
<u>防火管理責任者</u>	→ <u>工事施工責任者</u>
工事人	
<u>工事施工責任者</u>	→ <u>管理権原者</u>
	<u>統括防火管理者</u>
	<u>防火管理者</u>

解説

ウ その他必要な事項を記入します。

工事期間が長期に及ぶ場合は、地震に備え非常用物品等を準備しておきます。

(2) 地震後の安全措置

注 地震により、火災が発生し被害が拡大する要因となるものは、使用中の火気設備器具及び危険物等です。

地震が発生したときの措置について定めます。

注 イ 地震発生直後は、落下物に注意して柱等の脇で身の安全を図ることを徹底します。

ウ 地震動の終了した時点で、各種の設備器具の点検、検査を実施し、安全を確認してから使用します。

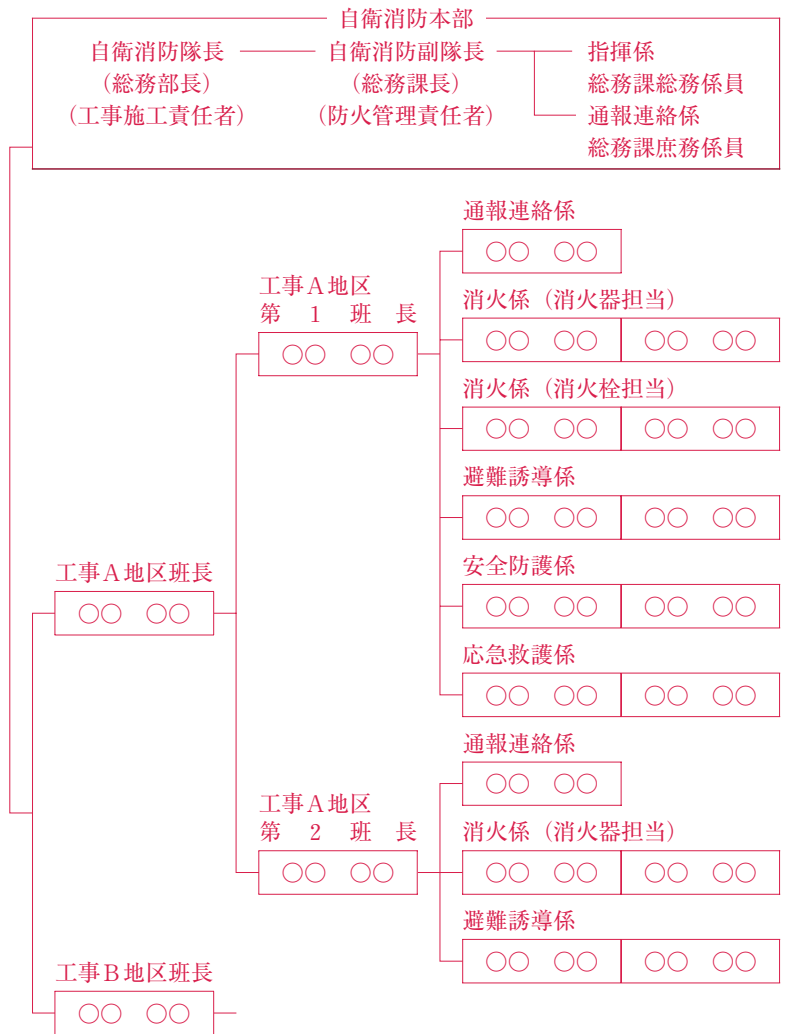
オ その他必要な事項を記入します。

(3) 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

注 警戒宣言が発せられた場合には、工事を直ちに中止し、自衛消防隊を活用して被害防止措置を講じます。

エ その他必要な事項を記入します。

4 自衛消防について
組織の編成



※⑰ この組織編成表は、現場事務所、工事人休憩室 の見やすいところに掲示する。

各係及び係員の指定は、工事現場の規模、工事人の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防活動については、工事人に配布する「防火管理マニュアル」により周知徹底する。

⑰ ※ 組織編成表を掲示しておく場所を、具体的に定め下線部に記入します。
自衛消防活動等の「防火管理マニュアル」により工事人等により周知徹底します。

解説

4 自衛消防について

注 工事中の自衛消防組織は、既存の消防計画に定める自衛消防組織の1地区隊として位置づけられ、当然自衛消防隊長の指揮下で活動するよう組織を編成する必要があります。この編成例を参考とし、工事区又は作業グループ、工事人の数等を考慮して実態に合った組織の編成を行い作成します。なお、工事関係者の人数が少ない場合でも、通報連絡、消火、避難誘導係は、必ず定める必要があります。なお、このページに記入できない場合は、別紙で添付します。

組織の編成にあたっては、次の事項に留意して作成してください。

- (1) 既存の消防計画で自衛消防隊長、自衛消防副隊長、指揮係、通報連絡係等に任命されている者の職名を明記します。
- (2) 災害時は、自衛消防本部と連携して自衛消防活動を行うものとします。
- (3) 地区隊の編成は、各工事区、各作業グループ又は各階等ごとに行い、その各現場監督者を地区隊長として編成することが望ましい。
- (4) 班長、係員の指定は、各現場監督者の支配下にある者の中から指定して編成します。
- (5) 通報連絡係は、火災発見時に本部(保安室又は防災センター等)への通報と作業所内への火災発生連絡を行います。
- (6) 消火係は、消火器又は屋内消火栓等を操作して初期消火を行います。
- (7) 避難誘導係は、自衛消防活動中以外の作業員等を作業所内から避難誘導します。
- (8) 安全防護係は、自衛消防活動上の障害物(資材、作業機械等)の除去及び使用部分との防火区画の確保(防火戸の閉鎖等)等を行います。
- (9) 応急救護係は、負傷者の救護所への搬送や応急措置を行います。

5 消防機関との連絡

(1) 届出事項^⑱

種 別	届 出 等 の 時 期
工 事 中 の 消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出	工事中の消防計画を作成又は変更したとき
訓 練 実 施 の 通 報	自衛消防訓練を実施するとき

(2) 連絡事項

消防用設備等・特殊消防 用設備等の代替措置等につ いて	工事施工上やむを得ず機能を停止等する 場合、事前に消防署と連絡を密にして、火 災予防上安全な措置を図ります。
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------

6 避難経路

(1) 工事部分等における避難経路図を作成し、工事部分等の出入口、工事
人の休憩室、現場事務所、各階段の付近 に掲示する。

(2) 避難経路には、資材等の物品が置かれないう確保する。

(3) その他
二方向避難を確保する。

7 防火区画

(1) 防火区画については、別添え図面のとおり。

(2) ^⑲ **防火管理責任者** は、防火区画に異常がないかどうかを自主検査
チェック表に基づき確認し、破損等を発見した場合は、直ちに改修する。

(3) その他
^⑳ **使用部分と工事部分は、完全に区画を行う。**

作成上の留意事項

⑱ 表は管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、工事施工責任者、防火管理責任者が消防機関へ届出等をする事項の種別及び時期を例示のように記入します。

⑲ 自主検査チェック表に基づき、異常の有無を確認する者を定め、下線部に記入し、破損等を発見した場合は、直ちに改修する必要があります。

⑳ その他必要な事項を記入します。

解 説

5 消防機関との連絡

(1) 届出事項

注 ア 工事中の消防計画を作成又は変更したときに、届出をしなければなりません。
 なお、次の場合には、工事中の消防計画の変更届出が必要です。
 (ア) 工事内容の大幅な変更
 (イ) 自衛消防組織の大幅な変更
 イ 自衛消防訓練を実施するときは、事前に通知書、電話、ファクシミリ等により、消防機関に通報します。
 ウ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為をするときは、条例等により事前に届出が必要な場合がありますので、所轄の消防署へ確認します。

(2) 連絡事項

工事により、消防用設備等・特殊消防用設備等をやむを得ず機能を停止する場合には、所轄消防署とあらかじめ十分協議を行う必要があり、表の例示のように記入します。
 機能に支障を生じる消防用設備等・特殊消防用設備等

の代替措置については、別紙1によります。

6 避難経路

注 工事部分等においては、多量の工事用資材等の搬入が予想されるので、常に整理、整頓を行い、特に避難通路には、物品が置かれないうする必要があります。

- (1) 工事部分等における避難経路図を作成し、掲示場所を具体的に定め記入します。
- (2) 工事施工責任者等は、常に避難通路の確保を行わなければなりません。
- (3) その他必要な事項を記入します。

7 防火区画

- (1) 一部を使用して工事を行う場合、出火危険の高い工事部分等と使用部分を完全に防火区画し、工事部分からの延焼拡大を防止して人命の安全を図る必要があるため、工事部分等と使用部分の防火区画を明確にし、図面に記入します。

作成上の留意事項

第3 工事期間中の工事人への教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知

1 防災教育

(1) 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期・実施責任者・実施対象者・実施回数は、下表のとおりとする。 ㉑

対 象 者	実 施 時 期	実 施 回 数	実 施 責 任 者		
			統 括 防 火 管 理 者	防 火 管 理 者	工 事 施 工 責 任 者 又 是 防 火 管 理 責 任 者
全 員	工事開始前	1 回 以 上	○	○	
	作業開始前	毎 日			○
工事施工責任者又は防火管理責任者等	工事開始前	1 回 以 上	○	○	
	随 時	必 要 の 都 度	○	○	

(2) 防災教育の内容 ㉒

対 象 者	実 施 内 容
全 員	1 工事中の消防計画について 2 遵守事項の徹底について (1) 火気管理、喫煙管理 (2) 避難施設等の維持管理 (3) 危険物品等の管理 3 災害発生時の対応要領について
工事施工責任者又は防火管理責任者等	1 工事中の消防計画について 2 各自の任務分担と責任範囲について 3 日常の火災予防の徹底について 4 自主検査チェック表による自主検査の徹底について 5 災害発生時における工事部分と使用している部分の連絡体制の徹底について

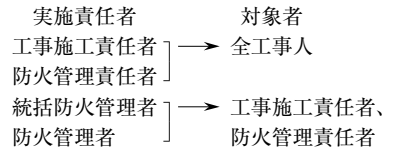
(3) その他

外国人労働者等の臨時的に就業する作業員等に対しては、工事施工責任者が個別に防災教育を実施し徹底を図る。

㉑ 表の実施責任者欄は防災教育を行う者を、対象者欄には防災教育を受ける者を記入し、実施時期・実施回数欄には、それぞれの時期・回数を記入します。

また、対象者に対して、実施責任者の誰が行うのかについて○印を付けます。

(例)



㉒ 表には、防災教育を受ける者を対象者欄に、実施内容はその他実施する内容があれば実施内容欄の空欄に記入します。

解 説

1 防災教育

(1) 防災教育の実施時期等

注 ア 防災教育は、防火管理者自ら又は教育を受ける者に係わりの深い責任者（工事施工責任者、防火管理責任者等）を指定して行います。
 イ 防災教育の方法としては、全員を対象として行うものとし、工事を開始する前に必ず1回以上実施します。
 また、毎日作業開始前に作業内容に伴う種々の遵守事項について、徹底します。

(2) 防災教育の内容

具体的な教育内容については、工事現場により異なることは当然ですが、防火管理に関する事項はすべて含まれるようにします。

(3) その他必要な事項を記入します。

外国人労働者等の工事人を使用している場合には、工事施工責任者又は防火管理責任者が個別に防災教育を実施する必要があります。

作成上の留意事項

2 訓練

(1) 訓練種別及び実施時期等 ②③

訓練種別	実施時期 又は 実施回数	参加者	訓練内容
消火訓練	○月 ○月 2回	全 員 自衛消防隊員	消火器の取扱い 屋内消火栓による放水 消火器による薬剤放射
通報訓練	○月 ○月 2回	自衛消防隊員	119番通報・館内連絡要領
避難訓練	○月 ○月 2回	全 員	工事部分の避難経路の確認 避難誘導要領
総合訓練	○月 ○月 1回	全 員	工事部分と使用部分の連携活動

②③ 訓練については、工事期間等により異なりますが、工事開始後に速やかに消火訓練、通報訓練、避難訓練を必ず1回以上実施させるものとします。
なお、具体的な実施月がわかれば記入し、わからない場合は回数を記入します。また、使用部分が実施する総合訓練には、必ず参加するものとします。

(2) その他

建物全体で実施する総合訓練には、必ず参加する。

3 工事中の消防計画の周知に関すること

(1) 防火管理者は、前記の防災教育及び訓練を通して、全従業員、工事人に対して、工事中の消防計画を周知徹底する。

(2) 全工事人に「防火管理マニュアル」を配布し、消防計画に定める遵守事項について徹底する。

(3) その他

工事人が日時によって変わるので、その都度周知徹底を図る。

解説

2 訓練

(1) 訓練種別及び実施時期等

注 訓練の実施要領は、中規模用消防計画作成例を参照してください。

ア 消火訓練

実際に消火器から消火薬剤を放射したり、屋内消火栓から放水するなど、より実践的な訓練を行う必要があります。

なお、設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等が使用できない場合も想定して実施します。

イ 通報訓練

自衛消防隊の通報連絡担当は、119番通報及び工事部分等と使用部分への連絡要領について実施します。

ウ 避難訓練

避難誘導担当を中心にして、実施するものとします。
工事部分等が使用部分からの避難経路となっている場合には、使用部分の避難誘導担当と相互に連絡を密にして実施します。

また、工事内容によっては、工事部分等の避難経路が変更になる場合も考えられますので、工事開始前に十分工事人に周知徹底しておくものとします。

(2) その他必要な事項を記入します。

3 工事中の消防計画の周知に関すること

注 (1) 工事中の消防計画の周知徹底について定めます。
(2) 工事における「防火管理マニュアル」を配布し、遵守事項の徹底を図ります。

(3) その他必要な事項を記入します。